

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

行政改革推進室

○ 児童福祉法等施行細則及び児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

子ども未来課

○ 岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

技術管理課

○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
（以上県例規集登載）

建築指導課

### 【訓令】

○ 岡山県公社監理主幹等執務規程の一部改正

総務学事課

### 【告示】

（県例規集登載）

○ 港湾施設の指定の一部改正

港湾課

○ 岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則に基づく港湾施設及び電子計算機の指定の一部改正

〃

## 目次

担当課（室）

（以上県例規集登載）

○ 平成二十九年度県統計調査の実施

統計分析課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退

障害福祉課

○ 保安林の指定の解除

治山課

○ 建設工事の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等

監理課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路及び同令第十条第一項に定める通行方法の指定

〃

○ 指定水防管理団体の指定

防災砂防課

○ 土砂災害警戒区域の指定の解除

〃

○ 土砂災害警戒区域等の指定

〃

○ 海岸保全区域の指定

港湾課

○ 海岸保全区域の指定の廃止

〃

○ 港湾施設の貸付けの一部改正

〃

○ 都市計画の変更

都市計画課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</li> <li>○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定</li> <li>○ 落札者等の決定</li> <li>○ 個別的労使紛争の処理に関する要綱の一部改正</li> </ul> <p style="text-align: center;">【公告】</p> <p style="text-align: center;">【労働委員会】</p> <p style="text-align: center;">(県例規集登載)</p> <p style="text-align: center;">【監査公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成二十七年外部監査の結果に基づき講じた措置の公表</li> <li>○ 平成二十八年度の行政監査の結果の公表</li> <li>○ 岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則</li> </ul> <p style="text-align: center;">【教育委員会】</p> <p style="text-align: center;">教育委員会</p>	目次
<p style="text-align: center;">〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p> <p style="text-align: center;">会計課</p> <p style="text-align: center;">危機管理課</p> <p style="text-align: center;">労働委員会</p> <p style="text-align: center;">監査事務局</p> <p style="text-align: center;">〃</p> <p style="text-align: center;">教育委員会</p>	担当課(室)
<p style="text-align: center;">(以上県例規集登載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則</li> </ul>	目次
<p style="text-align: center;">〃 〃 〃</p>	担当課(室)

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岡山県知事から平成二十七年年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十八日

岡山県監査委員	小 倉 弘 行
岡山県監査委員	渡 辺 吉 幸
岡山県監査委員	與 田 統 充
岡山県監査委員	佐 藤 由 美 子

# 平成29年3月28日 岡山県公報 第11875号

平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「委託料に関する財務事務の執行について」

監査の結果等（要約）	措置状況																											
第2 監査の指摘事項及び意見																												
1 特命随意契約案件の公表																												
(1) 特命随意契約の公表漏れ（指摘事項）																												
<p>特命随意契約の公表は、透明性、公平性を確保し、県民への説明責任を果たすことを目的として、法令や条例で義務づけられているわけではなく、県独自の取組として実施されている。知事部局が所管する平成26年度の委託料の執行案件のうち、ホームページの公表が漏れていた案件が検出された。今回公表漏れが発見された案件については、必要な情報を公表するなどの対応を取るべきである。</p> <p>さらに、今後の対策として、第一義的には、報告主体である各課・出先事務所等において公表漏れのないように十分なチェックを行い、正確な報告を徹底する必要がある。</p> <p>公表が漏れていた案件について、所管部署ごとの件数、合計委託金額は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="177 1350 826 1697"> <thead> <tr> <th>所管部署</th> <th>件数(件)</th> <th>委託金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>5</td> <td>9,795,600</td> </tr> <tr> <td>県民生活部</td> <td>6</td> <td>13,120,736</td> </tr> <tr> <td>環境文化部</td> <td>1</td> <td>1,230,638</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>16</td> <td>76,200,393</td> </tr> <tr> <td>産業労働部</td> <td>7</td> <td>21,472,492</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>6</td> <td>35,064,777</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>25</td> <td>594,849,846</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>66</td> <td>751,734,482</td> </tr> </tbody> </table>	所管部署	件数(件)	委託金額(円)	総務部	5	9,795,600	県民生活部	6	13,120,736	環境文化部	1	1,230,638	保健福祉部	16	76,200,393	産業労働部	7	21,472,492	農林水産部	6	35,064,777	土木部	25	594,849,846	合計	66	751,734,482	<p>公表が漏れていた66件の案件については、平成28年3月7日に「平成26年度公表漏れ分」としてホームページで公表した。</p> <p>公表漏れの原因としては、報告主体である各課・出先事務所等における公表目的の認識が不十分であったこと及び公表対象の範囲に対する理解が不足していたことにある。</p> <p>このため、報告主体の各課・出先事務所等に対しては、「特命随意契約の公表事務の徹底について」(平成28年3月22日付け会第198号)を発出し、また、出先事務所の出納員に対しては、平成28年4月12日の出納員等連絡会議において注意喚起し、周知徹底を行うとともに、平成28年度から、公表漏れを防止するため、四半期ごとに自己点検を行っている。</p> <p>今後、こうした事案が再発することのないよう、各種会議、研修会等での注意喚起を引き続き行うことにより、周知徹底する。</p>
所管部署	件数(件)	委託金額(円)																										
総務部	5	9,795,600																										
県民生活部	6	13,120,736																										
環境文化部	1	1,230,638																										
保健福祉部	16	76,200,393																										
産業労働部	7	21,472,492																										
農林水産部	6	35,064,777																										
土木部	25	594,849,846																										
合計	66	751,734,482																										
(2) 変更契約を行った場合の取扱い（意見）																												
<p>既に公表した案件について、契約金額の変更等があった場合、変更に伴う公表を行うこととはされていない。</p> <p>しかしながら、特命随意契約による業者選定を行っている以上、契約金額に関して競争性が働いていないことから、金額情報は重要な意味を持つと考える。このため、</p>	<p>特命随意契約の公表については、透明性、公平性を確保し、県民への説明責任を果たすことを目的として、一定額以上の案件について、その理由を公表している。</p> <p>既に公表した案件については、その理由が同じであることから、契約金額の変</p>																											

<p>重要な契約金額の変更があった場合にそれを公表することは、透明性、公平性を確保し、県民への説明責任を果たす観点から有用である。</p> <p>したがって、既に公表した案件であっても、その契約金額の変更があった場合には、当該変更内容について、公表を行うことが望ましい。</p>	<p>更のみを理由として、再度公表することはしないが、契約金額の変更増額により新たに公表対象となった契約については、今後とも公表対象とし、公表を行うこととしている。</p>
<p><b>2 入札・契約事務審査会における委員長の規定（意見）</b></p>	
<p>一般競争入札（条件付）における入札参加資格要件、随意契約の適否等について審議を行うため、入札・契約事務審査会を設置しているが、審査会の委員長の定めに関して、部局によって相違が見受けられた。例えば、出納局の場合、金額にかかわらず部局長である出納局長を委員長とする規定となっている一方、総務部、県民生活部及び保健福祉部の3部局では、予定価格500万円以上であれば、すべて次長を委員長とする規定となっており、どれだけ大きな金額の案件であったとしても、部局長は審査会の委員長とはならないこととなる。</p> <p>審査件数や事業内容等により、各部局の実情に沿わずに実務上の運用に支障をきたす、あるいは審査会自体が形骸化してしまう等、特段の理由がある場合を除き、部局間での権限水準の統一を図り、少なくとも一定金額以上の契約については、部局長を委員長とするように規定することが望ましい。</p>	<p>総務部、県民生活部、保健福祉部において、予定価格1,000万円以上の案件について入札・契約事務審査会の委員長を部長とする、審査会設置要綱の改正を行った。</p>
<p><b>3 再委託禁止条項の記載</b></p>	
<p><b>(1) 再委託実施に関する決裁（指摘事項）</b></p>	
<p>次の案件では、委託契約書において再委託の禁止等に関する条項が設けられているにもかかわらず、書面による委託先からの事前申請及び県の承諾なしに、一部の業務について他の第三者に再委託が行われていた。</p> <p>委託契約書の条項に従い、書面による申請・決裁・承諾を徹底し、委託業務の適切な履行を監督する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉備高原都市建設推進業務（県民生活部）</li> <li>・保健所内外清掃業務（備前県民局地域政策部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉備高原都市建設推進業務（県民生活部） 平成28年度委託契約書から、書面による委託先からの事前申請及び県の承諾なしに、一部の業務について他の第三者に再委託できない旨を明記した上、契約書に基づき適切に実施することとした。</li> <li>・保健所内外清掃業務（備前県民局地域政策部） 委託契約に基づき、文書による承認を適切に実施する。 なお、再委託されていた業務は、平成</li> </ul>

	28年度から直接委託した。
(2) 再委託禁止事項の記載（意見）	
<p>次の案件では、委託先選定過程や委託事業内容に照らすと、契約書において再委託の禁止等に関する条項を設けるべきであると考えられるにもかかわらず、再委託に係る条項が記載されていなかった。</p> <p>契約締結時には、委託先選定過程や委託事業内容に鑑み、再委託の禁止等に関する条項の記載の必要性の検討を漏れなく実施し、必要と判断した場合には記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防学校給食業務（消防学校）</li> <li>・ 消防学校庁舎警備業務（〃）</li> <li>・ 環境美化推進事業（環境文化部）</li> <li>・ 職員寮管理業務委託（総務部）</li> <li>・ 職員寮（鶴山寮）管理業務（美作県民局地域政策部）</li> <li>・ 津川ダムエレベーター保守業務（〃）</li> <li>・ 福祉・介護人材マッチング機能強化支援事業（保健福祉部）</li> <li>・ 福祉・介護の仕事（再）就職支援事業（〃）</li> <li>・ へき地医療支援機構運営事業（〃）</li> <li>・ 平成26年度岡山県農林水産部及び土木部関係技術職員研修業務委託（土木部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防学校給食業務（消防学校） 次回入札時（平成29年7月から）において、契約書にも再委託禁止を明記し、契約することとする。</li> <li>・ 消防学校庁舎警備業務（消防学校）</li> <li>・ 環境美化推進事業（環境文化部）</li> <li>・ 職員寮管理業務委託（総務部）</li> <li>・ 職員寮（鶴山寮）管理業務（美作県民局地域政策部）</li> <li>・ 津川ダムエレベーター保守業務（〃）</li> <li>・ 福祉・介護人材マッチング機能強化支援事業（保健福祉部）</li> <li>・ 福祉・介護の仕事（再）就職支援事業（〃）</li> <li>・ へき地医療支援機構運営事業（〃）</li> <li>・ 平成26年度岡山県農林水産部及び土木部関係技術職員研修業務委託（土木部） 平成28年度の契約時において、再委託禁止に関する条項を記載した。</li> </ul>
4 長期継続契約	
(1) 長期継続契約の検討（意見）	
<p>一般に、長期継続契約は、入札、契約に伴う煩雑な事務負担が減少することから、発注者、受注者ともに契約事務の効率化につながる。また、受注者に受注の安定という利益を与えることから、契約事務の効率化だけでなく、より良質なサービスを提供するというインセンティブを与える等のメリットが現れる可能性がある。</p> <p>したがって、次の案件については、長期継続契約の可能性について検討することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年度庁舎警備業務（消防学校）</li> <li>・ 岡山県庁舎中央監視設備点検調整業務（総務部）</li> <li>・ 県庁電話交換機点検調整業務（〃）</li> <li>・ 岡山県美作県民局真庭地域事務所庁舎設備保全業務委託（美作県民局地域政策部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年度庁舎警備業務（消防学校）</li> <li>・ 岡山県庁舎中央監視設備点検調整業務（総務部）</li> <li>・ テレポート岡山ビル警備業務（県民生活部） 平成29年度から長期継続契約を実施することとする。</li> <li>・ 県庁電話交換機点検調整業務（総務部）</li> <li>・ 岡山県美作県民局真庭地域事務所庁舎設備保全業務委託（美作県民局地域政策部（真庭地域））</li> <li>・ 保健所給水設備保守管理業務（備前県民局地域政策部）</li> <li>・ 庁舎内外空気環境測定業務（〃） 平成28年度から長期継続契約を実施した。</li> </ul>

<p>(真庭地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所給水設備保守管理業務(備前県民局地域政策部)</li> <li>・庁舎内外空気環境測定業務(〃)</li> <li>・テレポート岡山ビル警備業務(県民生活部)</li> </ul>	
<p>(2) 債務負担行為による複数年契約の検討 (意見)</p>	
<p>次の案件は、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に該当する契約ではないことから長期継続契約の検討を行うことができない。</p> <p>当該案件は、継続的、経常的に役務提供を確保すべきものであり、実際、平成22年度から同一の委託先との契約を行っている。</p> <p>業務委託期間を複数年とする発注は、複数の業者が参入し新たな提案を受けることによる競争性の確保が期待できることから、債務負担行為による複数年の契約も含めた契約方法等の検討を行うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山空港消防等業務(岡山空港管理事務所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山空港消防等業務(岡山空港管理事務所)</li> </ul> <p>予算編成の手続き上、平成28年度分から債務負担行為を設定することはできなかったが、平成29年度予算から債務負担行為を設定し、複数年の契約に向けて準備を進めることとした。</p>
<p>5 審査表の記載方法 (意見)</p>	
<p>次の案件では、委託先を選定する際の審査表について、審査結果が鉛筆で記載されていた。評価している最中は鉛筆の方が修正可能であり便利な面もあるが、不正防止や審査の透明性を高めるために、最終的にはペン書きで記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送委託(総合政策局)</li> <li>・「晴れの国おかやま」制作業務委託(〃)</li> <li>・福祉・介護の仕事(再)就職支援事業(保健福祉部)</li> <li>・就労意欲喚起等支援事業(〃)</li> <li>・結婚～育児まで「切れ目ない」情報提供事業(〃)</li> <li>・岡山県警察本部庁舎整備基本設計委託(土木部)</li> <li>・地域防災力強化演習等業務委託(知事直轄)</li> <li>・岡山県総合防災情報システム再構築・運用保守委託(〃)</li> <li>・原子力防災訓練運営支援業務委託(〃)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送委託(総合政策局)</li> <li>・「晴れの国おかやま」制作業務委託(〃)</li> <li>・福祉・介護の仕事(再)就職支援事業(保健福祉部)</li> <li>・就労意欲喚起等支援事業(〃)</li> <li>・結婚～育児まで「切れ目ない」情報提供事業(〃)</li> <li>・岡山県警察本部庁舎整備基本設計委託(土木部)</li> <li>・地域防災力強化演習等業務委託(知事直轄)</li> <li>・岡山県総合防災情報システム再構築・運用保守委託(〃)</li> <li>・原子力防災訓練運営支援業務委託(〃)</li> <li>・若者・企業ベストマッチング！推進事業(産業労働部)</li> <li>・観光宣伝機能強化事業(〃)</li> <li>・シンガポール・マレーシアでの観光プロモーション等実施委託業務(〃)</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者・企業ベストマッチング！推進事業（産業労働部）</li> <li>・観光宣伝機能強化事業（〃）</li> <li>・シンガポール・マレーシアでの観光プロモーション等実施委託業務（〃）</li> <li>・観光情報発信機能強化事業（〃）</li> <li>・台湾でのプロモーション等業務（ショートムービー作成事業）（〃）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光情報発信機能強化事業（〃）</li> <li>・台湾でのプロモーション等業務（ショートムービー作成事業）（〃）</li> </ul> <p>審査表の審査結果をペン書きで記載することとした。</p>
<p>6 特命随意契約（意見）</p>	
<p>次の案件では、業務履行が特定人に限定されるとして特命随意契約としているが、業務内容自体は特定人に限定されるわけではなく、主にその業者の立地の優位性等から実質的に業務履行が特定人に限定されると判断し、同一業者と長期にわたっての特命随意契約となっていた。</p> <p>県の他の案件で、より公平性を確保するために、契約内容を事前にホームページ等で開示し、提供可能な、もしくは希望する業者の有無を模索し、それでもその業者しか該当がない場合は特命随意契約としている委託契約もあり、そのような公募の取組を取り入れ、少しでも公平性を確保することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児島観光港港湾施設維持管理（備中県民局水島港湾事務所）</li> <li>・おもてなし向上事業（産業労働部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児島観光港港湾施設維持管理（備中県民局水島港湾事務所）</li> </ul> <p>他の案件を参考に契約内容を事前にホームページ等で開示し、希望する業者の有無を確認した上で、契約事務を行うよう準備を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おもてなし向上事業（産業労働部）</li> </ul> <p>「おもてなし向上事業」は、国の緊急雇用創出事業で実施したものであり、平成28年9月末で終了し、今後継続実施する予定はないが、指摘のとおり、当該業務を遂行する能力がある者が他にないとは必ずしも言えないため、今後、同様の事業を実施する場合はホームページ等で、契約の相手方を募る公募方式を取り入れ、透明性、公平性の確保を図ってまいりたい。</p>
<p>7 テレビ番組等 PR 目的の委託業務の有効性の検討（意見）</p>	
<p>県の PR を目的としたテレビ番組、ラジオ番組等の制作及び放送について、テレビ局やラジオ局への委託業務では、その PR の有効性が重視される。その有効性を更に高めるため、次の点において改善が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ番組「備中県民局管内の観光 PR 番組」制作・放送事業委託（備中県民局地域政策部）</li> </ul> <p>委託契約上、スポンサーからの CM 収入は番組内容を充実させるために使用することとされているため、番組のスポンサーからの CM 収入の獲得状況を把握することが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ番組「備中県民局管内の観光 PR 番組」制作・放送事業委託（備中県民局地域政策部）</li> <li>・テレビ特別番組「備中県民局管内の農業 PR 番組」制作・放送事業（〃）</li> <li>・テレビ特別番組「笑顔の仕掛け人たち～支えたい。備中エリアの保健福祉～」制作・放送事業（〃）</li> </ul> <p>平成28年度も3事業を実施しており、委託先の放送局から、県民局以外の収入獲得状況の報告を受けた。</p> <p>また、放送回数や放送エリアを増やして、PR 効果をより発揮できるよう努めた。</p> <p>今後は、場合によっては見積り合わせの実施も検討してまいりたい。</p>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ特別番組「備中県民局管内の農業 PR 番組」制作・放送事業（備中県民局地域政策部）                  テレビ番組「備中県民局管内の観光 PR 番組」制作・放送事業委託への意見と同様、スポンサーからの CM 収入の状況を把握することが望まれる。                  また、当番組は放送回数が 1 回であり、テレビ番組の「備中県民局管内の観光 PR 番組」のように、全国のテレビネットワークによる放送を行うなどの企画立案により、PR 効果をより発揮できるよう努め、場合によっては相見積りを実施するなど委託先に競争性を持たせる検討も望まれる。</li> <li>・テレビ特別番組「笑顔の仕掛け人たち～支えたい。備中エリアの保健福祉～」制作・放送事業（備中県民局地域政策部）                  上述のテレビ特別番組「備中県民局管内の農業 PR 番組」制作・放送事業への意見と同じである。</li> <li>・TV を活用した美作地域 PR 事業（美作県民局地域政策部）                  PR 効果を測定する手法の 1 つとして、毎回の番組視聴率の把握を行うことが必要であり、委託業務仕様書等で視聴率の報告を受ける旨を規定するべきである。さらに、番組の開催イベントの来訪者に対して、「このイベントをどのような媒体で知ったのか」といったアンケート調査を実施するなどの方法を検討することが望まれる。</li> <li>・美作県民局広報事業（Burari ほっと情報）（美作県民局地域政策部）                  番組の開催イベントの来訪者に対して、「このイベントをどのような媒体で知ったのか」といったアンケート調査を実施するなどの方法を検討することが望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TV を活用した美作地域 PR 事業（美作県民局地域政策部）                  平成 28 年度は、番組視聴率を把握するため委託業務仕様書に視聴率の報告を受ける旨を規定するとともに、番組で取り上げたイベントにおいて、来訪者に対し当該イベントを知った媒体を尋ねるアンケートを実施した。</li> <li>・美作県民局広報事業（Burari ほっと情報）（美作県民局地域政策部）                  番組で放送したイベントにおいて、来訪者に対してアンケート調査を実施する場合には、当該イベントを知った媒体を尋ねる調査項目を盛り込むとともに、その結果を報告してもらうよう関係機関に依頼した。</li> </ul>
<p>8 履行確認等の事務手続に関する事項</p>	
<p>(1) 履行確認等の事務手続に関する事項（指摘事項）</p>	
<p>履行確認等に関する事項について、次のとおり、改善すべき点が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員寮管理業務委託（総務部）                  契約書で規定されている報告内容が記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員寮管理業務委託（総務部）                  契約書において報告様式を定め、書面にて報告させることとした。</li> <li>・地方消費税都道府県間清算システム</li> </ul>

<p>録として残されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方消費税都道府県間清算システム運用業務委託（総務部） 納品書に納品日の記載がなく、また県における受領印等も押印されていなかった。</li> <li>・ 自動車税定期課税に関する業務委託（総務部） 納品書日付が履行期日以降の日付となっているにもかかわらず、履行期日付で委託業務完了届の提出を受けていた。</li> <li>・ 就労意欲喚起等支援事業（保健福祉部） 仕様書で規定されている報告内容が記録として残されていなかった。</li> </ul>	<p>運用業務委託（総務部） 業者に納品日を記載するよう指示するとともに、納品書に県の受領印を押印するよう徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車税定期課税に関する業務委託（総務部） 履行期日に成果品の納品を確認しているが、納品書の日付間違いを見落としていたものであり、業者に適切な日付を記載するよう指示するとともに、県においても受領確認を行うよう徹底した。</li> <li>・ 就労意欲喚起等支援事業（保健福祉部） 平成28年度の委託契約から、報告すべき内容を明確にするとともに、報告内容を文書で残すこととした。</li> </ul>
<p>(2) 履行確認等の事務手続に関する事項（意見）</p>	
<p>履行確認等に関する事項について、次のとおり、改善することが望ましい点が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生鳥獣保護管理対策事業（環境文化部） 実施要領の内容及び契約金額を変更するため、変更契約書を締結したが、変更後の実施要領が変更契約書に綴じ込まれていなかった。</li> <li>・ 平成26年度地域スポーツ推進事業（環境文化部） 委託業務の内容把握や効果測定のための委託業務従事月報に、委託業務とは関係がない委託先の業務が含まれていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生鳥獣保護管理対策事業（環境文化部） 変更契約書を締結する際に、実施要領が変更契約書に綴じ込まれていることを十分確認することとした。</li> <li>・ 平成26年度地域スポーツ推進事業（環境文化部） 委託業務部分だけを報告するよう改善を指導し、平成27年度は適正な報告がなされた。</li> </ul>
<p>9 審査員の独立性（指摘事項）</p>	
<p>次の案件は、いずれも審査会の構成員及びその配偶者等の近親者と提案者との間に特別な利害関係があるかどうかについて確認していなかった。</p> <p>審査員本人だけでなく、配偶者等の近親者が提案者と特別な利害関係を有している場合には、公平な観点からの審査の妨げとなることが懸念されるため、業者選定の公平性を担保するためにも、審査員の独立性に関する手続を必ず実施すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岡山県警察本部庁舎整備基本設計委託（土</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岡山県警察本部庁舎整備基本設計委託（土木部）</li> <li>・ 都会の仕事が田舎に集まるシェアオフィス事業（美作県民局地域政策部）</li> <li>・ 生き生き美作協働事業（美作地域の伝えたい食・サイコープロジェクト2014）（〃） 技術提案型契約方式により委託先を選定する場合は、審査員本人だけでなく、配偶者等の近親者が提案者と特別な利害関係を有すると認められる場合には、審査に参加させないよう徹底を図る</li> </ul>

<p>木部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都会の仕事が田舎に集まるシェアオフィス事業 (美作県民局地域政策部)</li> <li>・ 生き生き美作協働事業 (美作地域の伝えたい食・サイコープロジェクト 2014) (〃)</li> </ul>	<p>こととした。また、審査する際には、提案者と利害関係がないことを審査員に誓約させるなど、業者選定の公平性の確保に努めることとした。</p> <p>また、全庁的にも、「業務委託に係る随意契約ガイドライン」において、技術提案型契約方式における選考委員に対する適正性の確保について明記がなかったことから、技術提案型契約方式における選考委員会の設置に当たり、利害関係者を排除する旨を明記し、平成28年7月1日から施行した。</p>
<p>10 事業実績の把握 (意見)</p>	
<p>次の案件では、委託金額が適正であるか検討する際の参考資料とするため、収支報告書を入手しているものの、予算金額と実績額が同額のもの入手しており、委託事業に関する実績の把握が十分でない可能性がある。当初予算を超過する場合にも実績額を記載するよう求め、また、委託金額が委託事業を遂行するに当たり不足していないか検証することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テクノサポート岡山情報提供等業務 (産業労働部)</li> <li>・ 女性医師キャリアセンター運営事業 (保健福祉部)</li> <li>・ 地域医療従事医師育成最適プログラム策定事業 (〃)</li> <li>・ へき地医療支援機構運営事業 (〃)</li> <li>・ 青少年育成地域活動推進指導者研修会開催事業 (県民生活部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テクノサポート岡山情報提供等業務 (産業労働部) 委託事業者から提出された平成27年度収支報告書の中に、委託事業者の自主財源持出分 (4,062円) を記載することとし、実績を把握できるよう措置した。</li> <li>・ 女性医師キャリアセンター運営事業 (保健福祉部)</li> <li>・ 地域医療従事医師育成最適プログラム策定事業 (〃)</li> <li>・ へき地医療支援機構運営事業 (〃) 平成27年度の委託契約から、実績額が委託金額を超過する場合は、収支報告書にその額を記載するよう求めた。</li> <li>・ 青少年育成地域活動推進指導者研修会開催事業 (県民生活部) 平成27年度事業の実績報告時に、委託事業者に対し、実態を十分に反映した収支精算書を提出するよう指導した。</li> </ul>
<p>11 提案書の提出期限後の補正指示 (意見)</p>	
<p>次の案件の業者選定では、提案書の提出期限後に県が提案書の補正指示を行っていた。このような指示は透明性や公平性が阻害される可能性もあるため、提案書の提出期限後に提案書の補正を求めるようなことは止めた上で、提案書に明らかに誤りがあるのであれば、そこを明らかにした上で、それらの取扱いも含めて、審査を行うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士養成科2件 (産業労働部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士養成科2件 (産業労働部)</li> <li>・ 委託訓練・就職支援2件 (〃)</li> <li>・ 介護スペシャリスト養成科 (岡山) (〃)</li> <li>・ 介護スペシャリスト養成科 (倉敷) (〃)</li> </ul> <p>今後は提案書の補正を求めず、提案書の記載誤り等の情報を審査に携わる職員全員に明らかにした上で審査を行うこととする。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託訓練・就職支援2件（〃）</li> <li>・介護スペシャリスト養成科（岡山）（〃）</li> <li>・介護スペシャリスト養成科（倉敷）（〃）</li> </ul>	
<p>12 その他の個別案件</p>	
<p>(1) みどりの少年隊交流集会及び指導者研修会事業（環境文化部）</p>	
<p><b>ア 協賛金等の収支計上（指摘事項）</b>          当該事業実施のための財源として、県からの委託料のほかに協賛金などを受領して事業を実施しているが、これら協賛金等の収入が委託先からの収支決算に計上されていなかった。          さらに、県に追加で調査を依頼したところ、実際の支出は収支決算にて報告されているよりも多かった。事業の収支状況を適切に把握し、今後の事業実施内容等の検討にも役立てるため、受領した協賛金等も収入計上するとともに、要した経費の実額を費用計上し、収支を実態どおり報告させるようにする必要がある。</p>	<p>委託事業における収支決算書の記載については、県からの委託料の他に、協賛金など、他の収入も全て計上させるとともに、実際に要した経費の実額を計上させるなど、収支を実態どおりに報告させることを指導し、平成27年度は適切な報告がなされた。</p>
<p>(2) 介護職員育成派遣・現任介護職員等研修支援業務（保健福祉部）</p>	
<p><b>ア 現任介護職員等の研修参加の確認（指摘事項）</b>          本案件は、現任介護職員等を研修に参加させるために、その不在時に代替職員を派遣する事業である。しかし、実績報告書には、現任介護職員等が各種研修に参加したことを証する書類の添付がなく、当該代替職員の派遣が現任介護職員等の研修参加のためであることの確認をしていなかった。          書類の提出を徹底させるとともに、県の確認結果を記録しておく必要がある。</p>	<p>平成27年度の委託契約から、受託者に研修の実施状況についてチェックした書類を作成・提出するよう求め、県においても確認結果を記録した。</p>
<p><b>イ 失業者であることの確認（指摘事項）</b>          本案件は雇用促進を目的の一つとしているため、派遣職員の採用に当たっては、その者が採用前に失業者であることが前提となっている。しかし、委託先から提出された派遣職員のリストには、氏名、雇用期間及び失業の区分（区分内訳：①雇用保険支給終了、②自営業廃業者、③その他）の記載があるものの、採用者61人全員が③の区分であり、それ以上の情報はなく、失業者であることを確認した証明書類の添付はないため、派遣職員が失業者であつ</p>	<p>平成27年度の委託契約から、受託者に雇用した派遣職員が失業者であったことを確認したことを証する書類を添付させ、県においても確認結果を記録した。</p>

<p>たことを県が確認したといえない状況であった。</p> <p>証明書類の提出を徹底させるとともに、県の確認結果を記録しておく必要がある。</p>	
<p><b>ウ 派遣職員の人件費の支給実績（意見）</b></p> <p>派遣職員への人件費は委託料から支給されるが、各人の時間給はその資格等に応じ異なる。しかし、毎月の実績報告書からは各人の資格及び派遣実績時間に応じ適切に支給されたか否かの確認ができなかった。</p> <p>例えば、各派遣職員別に資格及び時間給、派遣時間数、支給額を記載させるなど、定められているとおりに適切に人件費が支給されていることを県が把握できるようにすべきである。また、県は必要に応じ、委託先の給与台帳等との照合を行うことが望まれる。</p>	<p>平成27年度の委託契約から、受託者に派遣職員の人件費について時給額区分、区分ごとの職種・経験の範囲及び人数の実績報告を求め、確認した。また必要に応じ、給与台帳等と照合する。</p>
<p><b>エ 事業運営経費の人件費（意見）</b></p> <p>事業運営経費の人件費についての委託先からの報告は毎月提出されているが、専任3名及び兼務2名ごとの具体的な作業内容の報告はないため、作業状況の把握は困難であり、具体的な作業報告を入手することが望ましいと考える。また、県は必要に応じ、委託業者の給与台帳等との照合を行うことが望まれる。</p>	<p>本事業は平成27年度末で終了し、今後継続実施する予定はないが、今後同様の事業を実施する際には、具体的な作業報告を入手するなどして、作業状況の把握に努めたい。また、必要に応じ、人件費の支出状況については、給与台帳等と照合する。</p>
<p><b>(3) 漁港水門看守業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁港水門看守(生江浜)業務委託外8件(個人へ委託) (備中県民局建設部(井笠地域))</li> <li>・ 漁港水門看守(鳴滝)業務委託(法人へ委託) (〃)</li> </ul>	
<p><b>ア 積算基準の設置（意見）</b></p> <p>これらの漁港水門看守業務委託について、県と個人の契約、県と法人の契約のいずれにおいても、積算方法の基準はなく、各契約における県の積算項目や算出方法は一律になっていなかった。</p> <p>これらの漁港水門看守業務については、従前から各地域住民等の協力のもとに比較的安価にて委託がなされているが、地域住民の高齢化に伴い、引き受け手が減少している実情及び水門看守業務の重要性などを考慮すると、今後は、人員面等で対応がとりやすい法人への委託へ移行してい</p>	<p>漁港水門看守業務委託について、各契約における県の積算項目や算出方法が一律になっていなかったことについては、各関係事務所に対して統一を図ったところである。</p> <p>漁港水門看守業務の法人への委託については、当面は地域住民等の協力を得ながら業務委託を行っていきたいと考えているが、後継者が見込めなくなってきた場合には、順次法人等への委託を検討していく必要があると考える。なお、その際には、委託金額の積算基準を整備する必要があると考える。</p>

<p>くなど、状況の変化が十分予想されるところである。積算基準を整備し、合理的かつ公平に委託金額を決定することができるようにすることが望ましい。</p>	
<p>(4) 不動産家屋評価補助業務委託（総務部）</p>	
<p><b>ア 予定価格の積算誤り（指摘事項）</b>                  本案件に関して、平成26年度の予定価格の積算に誤りがあった。                  実際の契約金額は、再算出後の予定価格の範囲内となるものの、今後は適正な予定価格算出に努めるべきである。</p>	<p>平成27年度から積算の誤りを是正し、適正な予定価格の算出に努めている。</p>
<p><b>イ 予定価格の積算の見直し（意見）</b>                  予定価格の積算上、勤務日数に関して過去の実績を踏まえた積算の見直し等は行われていなかった。                  より精緻な予定価格の積算を行い、委託料を削減する観点からは、前年度までの実績を踏まえ、翌年度の予定価格の積算の見直しを行うことを検討することが望ましい。</p>	<p>平成28年度から過去の実績を踏まえて予定価格の積算の見直しを行い、委託料の削減をしたところである。</p>
<p>(5) 自動車税定期課税に関する業務委託（総務部）</p>	
<p><b>ア 履行可能な業者の定期的な調査（意見）</b>                  本案件の委託先は、「業務委託仕様書」に基づく業務内容を履行できる県内唯一の業者であり、また、過去当該業務を誠実に履行しているとの理由から、特命随意契約の方法により、委託している。                  特命随意契約の方法を採用している点に関して、平成20年度の業務委託に際し、本業務を行うことができる業者の調査を実施しており、「対応できる業者は現在の委託先だけ」との調査結果であった。                  しかしながら、同一業者への委託が長期間継続しており、前回調査からも7年程度経過しているため、履行可能な業者の調査を定期的に行うことが望ましい。</p>	<p>平成27年度末から入札参加資格を有する業者から印刷等を行うことが出来る業者を対象に調査を行い、当該業務を出来る業者が他にいないことを確認した。                  なお、当該委託に関しては、特命随意契約で行う限り同様の問題が発生することから、今後は一般競争入札に移行する予定としている。</p>
<p>(6) 地域生活定着支援センター事業（保健福祉部）</p>	
<p><b>ア 契約条項の見直し（指摘事項）</b>                  本案件の委託契約書第5条において、「委託事業の全部若しくは一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。」と規定されている。</p>	<p>平成28年度の委託契約から、契約条項の中に、「ただし、委託業務の一部について、あらかじめ文書により甲の承認を得たときは、この限りでない。」という文言を加えた。</p>

<p>一方、同契約書第 3 条及び別表で定める対象経費には、「委託料」が挙げられている。</p> <p>平成 26 年度の完了報告書を閲覧したところ、対象経費の実績に委託料は含まれていなかったものの、契約内容に矛盾が見られるため、契約条項を見直すべきである。</p>	
<p>(7) 岡山後樂園情報提供アプリ制作業務委託（土木部）</p>	
<p><b>ア 随意契約（特命）理由の明確化（指摘事項）</b></p> <p>本案件は、アプリのコンテンツ作成、収集及び編集を学生の研究課題とするために県立大学との随意契約（特命）を行っている。また、仕様書において、コンテンツ等の研究等を行うことが定められている。</p> <p>しかしながら、受託研究完了通知書、成果物等からは、県立大学の関与のもと、上記研究等が行われたことが明確になっていなかった。また、随意契約（特命）理由として、制作経費の削減が可能としているが、それを試算する資料を作成していなかった。</p> <p>競争性の確保からは随意契約は限定的である必要があり、これらを随意契約理由としている以上、明確にすべきである。</p>	<p>成果物については、県立大学が関与した研究報告やコンテンツが分かるよう、新たに資料の提出を受けた。</p> <p>また、今後、このように研究課題として制作費用の削減を図る場合には、削減費用を試算した資料などを作成し、随意契約の理由の更なる明確化に努めてまいりたい。</p>
<p>(8) 障害者スポーツ普及事業委託（福祉相談センター）</p>	
<p><b>ア 契約書等の不備（指摘事項）</b></p> <p>本案件における契約書、仕様書等において、委託料の精算条項が定められていないことから、精算を行う根拠がないにもかかわらず、事業実績報告に基づく精算（県の受入れ）が行われていた。契約額に対して実績精算を行うのであれば、契約書、仕様書等において精算条項を設ける必要がある。</p>	<p>平成 28 年度の委託契約から、契約書に委託料の精算条項を加えた。</p>
<p>(9) 合併処理浄化槽維持管理業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併処理浄化槽維持管理業務委託（まきばの館）（農林水産総合センター）</li> <li>・ 合併処理浄化槽維持管理業務委託（本館）（"）</li> <li>・ 工場排水処理浄化槽維持管理業務委託（まきばの館）（"）</li> </ul>	
<p><b>ア 分割している委託業務（指摘事項）</b></p> <p>施設内にある浄化槽で相手先が 1 社に限定されるにもかかわらず、それぞれ分</p>	<p>平成 28 年度の浄化槽維持管理業務委託については、指摘の 3 施設を一つにまとめ、適切な契約事務を行った。</p>

<p>割して契約しているが、分割して契約する特段の合理的な理由はなかった。契約事務手数の削減のためにも1つにまとめて契約すべきである。</p> <p>また、3つの契約を合わせて契約した場合、金額は1,000万円以上となるが、現在はそれぞれ1,000万円未満の事業として契約手続を行っているため、契約手続の承認権限者が異なる。この点からも同様の業務及び同一相手先の委託業務を分割して契約すべきでないと考える。</p>	
<p>(10) 新連島水門受電設備保守（備中県民局水島港湾事務所）</p>	
<p><b>ア 見積書の徴取（意見）</b></p> <p>本案件は、電気事業法令に基づき、委託内容について、経済産業大臣（産業保安監督部長）の承認を要し、過去に委託先も含めた形でこの承認を受けている。</p> <p>委託先を変更するためには承認を再度受ける必要があるため、それを理由として随意契約（特命）を長期にわたり継続しており、他業者から見積書も徴していない。競争性の観点から、契約方法の見直し及び経済産業大臣（産業保安監督部長）の承認を再度受けることを検討すべきであり、原則に従い、2者以上の者から見積書を徴取することが望まれる。</p>	<p>新連島水門の受電設備保守業務については、競争性の観点から、2者以上の者から見積書を徴することとする。</p>
<p>(11) 施設等管理運営及び航空灯火電気施設保全監督等委託業務（岡南飛行場管理事務所）</p>	
<p><b>ア 入札資格の検討（意見）</b></p> <p>過去に同種・同規模の契約を締結・履行する岡山県内の事業者であること等が、入札参加資格とされていることから、過去5年間継続し、ほぼ同額での1者入札となっていた。</p> <p>競争性の確保からは、1者入札は望ましくない。また、こうした状況が長期間継続すれば価格競争力が低下し、コスト増加につながる可能性がある。さらには、品質向上のインセンティブが減少することも想定される。</p> <p>これらの弊害を軽減すべく、事務所所在地が岡山県外者にも入札資格を与える等の入札資格の検討を行うことが望ましい。</p>	<p>施設等管理運営及び航空灯火電気施設保全監督等委託業務については、平成26年度に実施した、有識者による専門的な立場からの意見を求めた事業再点検の結果を踏まえて、平成28年度から管制・気象業務と統合したうえで一括委託し、契約期間についても複数年化した。</p> <p>また、契約については、県外事業者も含めて広く公募し、随意契約（公募プロポーザル方式）により行った。</p>